



令和5年度

軽井沢町財政健全化及び
公営企業会計経営健全化審査意見書

軽井沢町監査委員

6 軽監査第 7 号
令和 6 年 8 月 8 日

軽井沢町長 土屋 三千夫 様

軽井沢町監査委員

依田



軽井沢町監査委員

佐藤

敏明



令和 5 年度軽井沢町財政健全化及び公営企業会計
経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和5年度健全化判断比率
- (2) 令和5年度軽井沢町水道事業会計の資金不足比率
- (3) 令和5年度軽井沢町下水道事業会計（公共下水道事業）の資金不足比率
- (4) 令和5年度軽井沢町下水道事業会計（農業集落排水事業）の資金不足比率
- (5) 令和5年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計の資金不足比率

2 審査の期間

令和6年7月10日から同年8月8日まで

3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率（以下「財政指標」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか及び客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において公正な判断が行われているかに主眼をおき、関係職員からの説明を聴取して審査を行った。

第2 審査の結果

1 審査の総括的意見

審査に付された財政指標及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

2 審査の個別的意見

(1) 健全化判断比率について

健全化判断比率の状況

(単位:%)

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.29	20.00
連結実質赤字比率	—	18.29	30.00
実質公債費比率	1.0	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

ア 実質赤字比率

一般会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であるが、令和5年度の実質赤字比率は、前年度に引き続き黒字のため数値はなく、良好な状態にあると認められる。

イ 連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であるが、令和5年度の連結実質赤字比率は、前年度に引き続き黒字のため数値はなく、良好な状態にあると認められる。

ウ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であるが、令和5年度の実質公債費比率は1.0パーセント（前年度1.5パーセント）となっており、早期健全化基準の25.0パーセントと比較するとこれを下回っていることから、良好な状態にあると認められる。

エ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であるが、令和5年度の将来負担比率は前年度に引き続き将来負担額を充当可能財源等が上回るため数値はなく、良好な状態にあると認められる。

(2) 公営企業会計の資金不足比率について

公営企業会計資金不足比率の状況

(単位：%)

公営企業会計	令和5年度	経営健全化基準
軽井沢町水道事業会計	—	20
軽井沢町下水道事業会計 (公共下水道事業)	—	
軽井沢町下水道事業会計 (農業集落排水事業)	—	
軽井沢町国民健康保険 軽井沢病院事業会計	—	

資金不足比率とは、資金不足額（一般会計などの実質赤字に相当する額）が営業収益等に占める割合であり、令和5年度の各公営企業会計の資金不足比率は、前年度に引き続きそれぞれ資金不足を生じていないため数値はなく、良好な状態にあると認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。